

令和 4 年 4 月 4 日

学生各位

学生課学生係

## 【前倒し申請】令和4年度広島県高校生等 奨学給付金について

このことについて、奨学給付金を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申込んでください。

期限を過ぎての申込みはできないため、注意してください。

なお、今回は前倒し申請となるため、期限が短くなっていますが、**7月に通常の給付申請（受給額は同じです）ができます**ので、今回、無理して申請する必要はありません。

通常の給付申請については、改めて7月頃に案内します。

### 記

<u>書類受取期限</u>	令和 4 年 4 月 8 日（金）
<u>書類提出期限</u>	令和 4 年 4 月 13 日（水）17時 ※書類受取後の必要書類提出期限
<u>対象者</u>	新入生であり、以下の要件を全て満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護受給世帯または保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯</li><li>・保護者等が広島県内に在住していること。</li><li>・学生が高等学校等就学支援金の受給資格を有していること。</li><li>・保護者が海外赴任中でないこと。</li></ul>
<u>給付年額</u>	別紙リーフレットのとおり
<u>給付期間</u>	今年度1年分（通算3回が上限）

以上

# 広島県高校生等奨学給付金の前倒し給付について

広島県教育委員会には、保護者等の住民税所得割が非課税の世帯等に対して授業料以外の教育費を給付する**広島県高校生等奨学給付金制度**があります。(返還不要)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、希望する新入生の保護者等については、**7月の通常給付申請の給付額(年額)の一部を前倒しで受給**できることとしていますので、希望する場合は、申請を行ってください。

なお、今回の前倒し給付を希望しない場合でも、**7月に通常給付申請を行うことができます。**

※ 7月頃に通常給付申請の詳細をチラシでお知らせする予定です。



詳細はパンフレットをご覧ください。

## 対象者

令和4年度新入生の保護者等のうち、

**生活保護受給世帯** 又は **保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯**

## 給付時期及び給付額

### ○ 給付時期の目安

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～
前倒し給付申請を行う場合	申請	審査		3か月分受給				
				再審査			9か月分受給	
通常給付申請を行う場合				申請	審査			全額受給

※ 上記スケジュールは目安です。申請時期や書類審査の状況等により、実際の給付時期は変動します。

※ 前倒し給付申請を行った場合は、課税額が新年度に切り替わる7月頃に再審査を行います。再審査の結果、新年度の課税額が受給要件を満たさない場合は、7月分以降の給付金は受給できません。

### ○ 給付額(令和4年度・予定)

世帯区分等	給付額(年額)	うち前倒しで受給できる額
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	8,075円
住民税所得割が非課税相当の世帯	全日制・定時制(第一子)	28,525円
	全日制・定時制(第二子以降)	35,925円
	通信制・専攻科	12,625円

## 申請手続

広島県教育委員会のホームページから申請書をダウンロードし、添付書類と併せて**生徒が在籍する学校へ提出**してください。

※ 前倒し給付申請には**生活保護(生業扶助)受給証明書**又は**保護者等全員の令和3年度分課税証明書**等の添付が必要ですので、あらかじめ準備してください。

<申請手続の詳細・申請書のダウンロードはホームページから>

広島県教育委員会 奨学給付金

検索

※ 申請書がダウンロードできない方は、下記問合せ先へご連絡ください。



## 申請期限

**令和4年4月13日(水) 学校必着**

※ 申請期限までに提出できない場合は、7月に通常給付申請を行ってください。

- 問合せ先 -

広島県教育委員会事務局 学びの改革推進部 教育支援推進課  
電話 082-222-3015 (平日 午前9時から午後5時)